

実施公告

次のとおり公募を行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和8年2月10日

契約事務受任者

名古屋市総務局長 高田 克己

1 業務の概要

(1) 業務名

名古屋市企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務委託

(2) 業務内容

別添1「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

協定締結日から令和9年3月31日(水)まで

(4) 契約上限金額

11,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、最大4社と協定を締結する可能性があり、(4)で示す契約上限金額はすべての相手方に対する支払総額の上限とする。

(5) その他

本公告では、名古屋市企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務委託の契約等に係る協定を締結する相手方を選定するものであり、手数料の支払いに当たっては、その都度、別途契約を締結することとする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に

該当しない者であること。

- (2) 地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人若しくはその他の使用人として使用する者でないこと。
- (3) 令和7年度及び令和8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「業務委託」、申請業種「宣伝・広告の企画」又は「その他」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。又は、当該競争入札参加資格を有していない者で、令和8年3月12日午後 5時15分までに資格審査の申請を行い、本公募に係る協定締結の日までに当該資格を有すると認定された者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、（3）に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、（3）に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等（以下「組合」という。）と当該組合の組合員との双方が同時に本公募に参加しようとししない者であること。なお、組合と当該組合の組合員との双方が本公募に参加申請をした場合は、組合の参加申請を無効とする。ただし、官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者にあつては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公募に参加することができる。
- (7) 本公募の公告の日から協定候補者の決定までの間に指名停止の期間がない者であること。名古屋市競争入札参加資格を有しない者にあつては、本

公募の公告の日から協定候補者の決定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

- (8) 本公募の公告の日から協定候補者の決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置（以下「排除措置」という。）の期間がない者であること。

3 参加手続

- (1) 協定に関する事務を担当する部署及び問い合わせ先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市総務局企画部企画課（名古屋市役所本庁舎 4階）

電話 052-972-2203

FAX 052-972-4418

メールアドレス somu-kikaku@somu.city.nagoya.lg.jp

- (2) 本公募に係る仕様書等の入手方法

名古屋市ホームページの調達情報サービスからダウンロードすること。

アドレス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>

- (3) 質問回答

実施公告及び仕様書等に対し質問しようとする者は、質問票（様式 1）に必要事項を記載し、持参により提出又はファックス若しくは電子メールにより送信すること。

ア 受付場所

(1)に同じ

イ 質問期間

令和8年2月10日から令和8年2月20日午後5時00分まで（持参により提出する場合は、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

ウ 回答期限

令和8年2月27日

エ 留意事項

- (ア) 質問に対する回答は、公開することにより質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、調達情報サービスにおいて閲覧に供する。
- (イ) 質問に対する回答にあわせて仕様書の補足資料等が掲載されることがあるため、参加資格確認申請書類、企画提案書及び見積書（以下「企画提案書等」という。）の提出前に調達情報サービスを必ず確認すること。
- (ウ) 上記(ア)に加え、質問者に対しては、個別に電子メールにより回答する。

(4) 参加資格確認申請書類及び企画提案書等の提出期間等

ア 提出期間

令和8年3月2日午前9時00分から令和8年3月12日午後5時15分まで（持参により提出する場合は、休日を除く。）

イ 提出方法

電子メール、持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）により提出すること。

なお、全ての提出書類は、同一の方法により、かつ、同時に提出すること。

(ア) 電子メールによる場合の提出先

提出先 (1)に同じ

ただし、提出の際に電話にて連絡すること。

(イ) 持参による場合の提出場所

提出場所 (1)に同じ

(ウ) 郵送による場合の提出先

提出先 (1)に同じ

ウ 提出書類の取扱い

- (ア) 提出された参加資格確認申請書類及び企画提案書等は、本公募における協定候補者の選定以外の目的では使用しない。

- (イ) 提出された参加資格確認申請書類及び企画提案書等は返却しない。
- (ウ) 次のいずれかに該当する企画提案書等は無効とする。
 - a 参加資格を有しない者が提出した企画提案書等
 - b 記入事項を判読できない企画提案書等
 - c 参加資格確認申請書類に虚偽の記載をした者が提出した企画提案書等
 - d 虚偽の事項が記載された企画提案書等
 - e 契約上限金額を超過した金額を記載した企画提案書等
 - f 不正な利益を図る目的で評価委員と接触した者が提出した企画提案書等
 - g 上記アの提出期間内に提出されなかった企画提案書等
 - h その他本公告等に定める条件に違反した企画提案書等
- (エ) 上記アの提出期間経過後は、提出された参加資格確認申請書類及び企画提案書等の差替え又は再提出は認めない。ただし、本市から指示があった場合を除く。
- (オ) 参加資格確認申請書類及び企画提案書等の提出後、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。なお、この追加書類についても、既に提出を受けた参加資格確認申請書類及び企画提案書等と同様に取り扱う。
- (カ) 企画提案書の著作権は提案者に帰属することとする。ただし、当該企画提案書は名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本市は企画提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。
- (キ) 企画提案書の作成にあたって著作権及び特許権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、その結果生じた責任は提案者が負う。

4 提出書類及び作成に当たっての注意事項

(1) 提出書類

ア 参加資格確認申請書（様式 2）

イ 企画提案書

（ア）表紙（様式 3）

（イ）業務実施体制（様式 4）

（ウ）業務の実施方針及び手法（様式 5）

仕様書の業務内容に基づいて記載すること。また、別添 2「評価基準」の審査事項及び審査のポイントに掲げている事項については、具体的に記載すること。なお、（様式 5）に関しては任意の様式でも可とする。

（エ）業務実績（様式 6）

（オ）業務実施スケジュール（様式 7）

ウ 見積書（様式 8）

エ 内訳書（寄附額に応じて手数料率が異なる場合のみ）（任意様式）

（2）作成に当たっての注意事項

ア 企画提案書

（ア）持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）により提出する場合は、正本（1部）及び副本（4部）の合計5部を作成すること。

（イ）正本には業務実績に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し、受注証明書等）を添付すること。

（ウ）副本には事業者名が特定できるような表示や表現を記載しないこと。

（エ）提案者 1者につき 1提案に限ること。

イ 見積書

寄附額100万円に対する手数料及び手数料率を記載すること。

ウ 内訳書

寄附額に応じて手数料率が異なる場合は、内訳を記載して提出すること。

5 審査及び協定候補者の選定方法

提出された企画提案書等について、次のとおり審査を実施する。

なお、企画提案書の評価は、「名古屋市企業版ふるさと納税に係るマッチ

ング支援業務委託事業者評価委員」が行う。

(1) 審査の実施

提出された参加資格確認申請書類及び企画提案書等により、参加資格の有無について確認するとともに、別添 2「評価基準」に従い書面審査を実施する。

(2) 協定候補者の選定

ア 提出された企画提案書等を審査し、協定候補者となることができる最低基準点以上の点数を得た提案者のうち上位 4 者の提案者を協定候補者として選定し、協定に向けた手続を行う。

イ 協定候補者と協定に至らなかった場合は、次順位の者を新たな協定候補者として手続を行うものとする。なお、協定候補者が、協定締結の日までの間に、次のいずれかに該当する場合も同様とするが、協定締結の日までの間に有効期間の満了を理由として名古屋市競争入札参加資格を有しないこととなった者については、この限りでない。

(ア) 参加資格を有しないこととなった場合

(イ) 指名停止（名古屋市競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。）を受けた場合

(ウ) 排除措置を受けた場合

ウ 提案者が 1 者のみであった場合でも本公募は成立するものとする。

エ 本公告に示した参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面等により通知し、その者が提出した企画提案書等は審査しない。この場合、通知を受けた者は、次のとおり無資格理由について説明を求めることができる。

(ア) 通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して 7 日

（休日を除く。）以内に、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。

(イ) (ア)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期限の末日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面等で行う。

6 審査結果の通知及び結果の公表

- (1) 審査結果は、企画提案書等を提出した全ての提案者に対して通知する。
- (2) 全ての提案者の順位及び評価点数を含む審査結果は、名古屋市ホームページにおける調達情報サービスの「随意契約の内容の公表」において公表する。

7 協定候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

協定候補者に選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、協定候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。

(1) 受付場所

3(1) に同じ

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで（休日及び正午から午後1時を除く。）

(3) 書面の提出方法

持参

(4) 説明に対する回答

説明に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対して書面等で行う。なお、書面等にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

8 その他

(1) 協定の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 協定書作成の要否

要

(3) 本公募に参加を希望する者で、2(3)に掲げる名古屋市競争入札参加資格を有していない者は、名古屋市ホームページの入札参加者登録（アドレス

<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>) において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他所定の必要書類を令和8年3月12日午後 5時15分までに次の場所に提出し、協定締結の日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

この場合には、本公告の写しを添える等の方法により、本公募に参加を希望している旨を明示すること。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市財政局契約部契約監理課

(名古屋市役所西庁舎11階)

電話 052-972-2321

- (4) 参加資格確認申請書類及び企画提案書等の作成など提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 本公募の提案者が本市から受領した書類は、本市の承諾なく公表又は使用してはならない。
- (6) 参加資格確認申請書類及び企画提案書等の提出後に辞退する場合は、書面（様式は自由。）により届け出ること。
- (7) 参加資格確認申請書類及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- (8) 協定内容の履行にあたり、企画提案書に記載した実施体制の変更は原則として認めない。
- (9) 協定内容の履行にあたっては、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (10) この協定において、談合その他の不正行為により本市が被った金銭的損害の賠償については、「談合その他の不正行為に係る賠償額の予定」に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。
- (11) 談合情報が寄せられた場合は、本公募を中止することがある。
- (12) 寄附の確定及び手数料の支払いに当たり、契約を締結する際には、可能な限り、契約方法を電子とすること。

参考：名古屋市ホームページの電子契約

(アドレス <https://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/43-25-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)